

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

平成22年12月21日公布・平成23年4月1日施行

一部改正 令和 6年12月27日公布・令和 7年1月1日施行

目的

- ①歯・口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、施策の基本的事項を定める
- ②歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的・計画的に推進する

県民の生涯にわたる健康の保持増進、健康寿命の延伸に寄与

基本理念

- ①県民自らが歯及び口腔の健康づくりのために努力する
- ②全ての県民が生涯にわたり、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを受けられるような環境を整備するよう努める

県民の責務 (第5条)

- 歯及び口腔の健康づくりについて関心と理解を深める
- ライフステージに応じた定期的な健康診査、歯科医療及び保健指導を受けることで、生涯にわたり歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努める

保健、医療、福祉、教育関係者等の役割 (第7条)

- 基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら協力するよう努める

県の責務等

- 施策の総合的な策定及び実施（第3条）
- 保健、医療、福祉、教育その他の関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮を行う（第3条）
- 財政上の措置等を講ずるよう努める（第9条）
- 議会への年次報告（第10条）
- 歯科保健基本計画の策定（第11条）
- 調査研究及び情報の収集・整理・分析・提供に努める（第12条）
- 学校、家庭、地域、職域等の場において学習の機会の提供、知識の普及、相談体制の整備等必要な措置を講ずる（第13条）
- 県民が歯科健診を受けることが促進されるよう必要な措置を講じる（第13条）
- 県民がオーラルフレイル*を予防、早期把握、及び回復させるために必要な措置を講じる（第13条）
- 歯科保健に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携協力体制の強化に努め、当該業務に従事する者に対する資質の向上を図るための措置を講ずる（第14条）
- 災害発生時又は感染症まん延時において歯科保健医療サービスの提供を確保するため、平時及び災害の発生時等において必要な措置を講ずる（第15条）
- 要介護者等に係る歯科健診等の機会の確保、環境整備、その他の措置を講ずる（第16条）

*オーラルフレイル：口腔機能の衰えであって、適切な対応により機能回復が可能な状態をいう。

歯科医師等の責務 (第6条)

- 県が実施する施策に協力するよう努める
- 保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図り、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努める

事業者及び保険者の役割 (第8条)

- 事業者は従業員の歯科健診を受ける機会の確保に努める
- 事業者は従業員の歯及び口腔の健康づくりの取組支援に努める
- 保険者は被保険者の歯科健診等を受ける機会の確保に努める
- 保険者は被保険者の歯及び口腔の健康づくりの取組支援に努める

市町村との連携等 (第4条)

県は、市町村との連携を図りつつ、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を確実かつ効果的に実施するよう努めるとともに、市町村において、当該地域の実情に応じた歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定並びに施策の実施が円滑になされるよう助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

